

豊中市放課後子どもクラブ看護師派遣業務の受託候補者選定にかかる企画提案募集要領

1. 実施目的

豊中市放課後子どもクラブ看護師派遣事業者にもっと適した受託候補者を公募型プロポーザルの手法により総合的に選定するため、企画提案募集を行う。

2. 派遣業務概要

- (1) 業務名 豊中市放課後子どもクラブ看護師派遣業務
- (2) 業務目的 豊中市放課後子どもクラブにおいて勤務する看護師の派遣
- (3) 業務内容 豊中市放課後子どもクラブへの看護師の派遣及びそれに付帯する業務
- (4) 業務期間 令和3年(2021年)7月1日～令和4年(2022年)3月31日
- (5) 人数 6人/月
- (6) 予算(上限) 14,625,000円(税込)

3. 参加する者に必要な資格

本案件に参加を希望する者は、応募書類の提出期日において、次のすべての要件を満たすものとする。なお、応募書類の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 本市又は他自治体において、業務を受託し、完了した実績を有すること。
- (5) 市区町村税(本店所在地及び本市分(支店、営業所等が豊中市に存する場合に限る。))の消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (7) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (10) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または、暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

4. 日程

項目	日程・期限 ※ いずれも令和3年(2021年)
募集要領の公表	4月30日（金）市ホームページに掲載。 同日より応募受付開始
質問の受付 （電子メールのみ）※1	5月17日（月）正午まで（必着）
質問の回答	5月18日（火）市ホームページに掲載（全応募者に影響がある内容のみ。それ以外は随時個別に回答）
応募書類提出期限（持参又は郵送）	5月19日（水）午後5時まで（必着）

第一次審査(書類審査)	5月21日(金)
第二次審査(プレゼンテーション)	5月28日(金) (場所、時間等は第一次審査通過者宛てに個別に通知)
審査結果の通知	5月31日(月)に結果を通知予定
委託契約の締結予定日	6月7日(月)

※1 事業者名、担当者名を明記の上、様式自由。

5. 応募書類の提出

本案件の提案を行おうとする者(以下「提案者」という。)は、次に記載する方法により本案件に関する応募書類を提出すること。

(1) 受付〆切: 令和3年(2021年)5月19日(水) 午後5時まで(郵送等の場合も必着)

(2) 提出方法:

- ① 事務局あてに持参(土日祝及び開庁時間外を除く。)又は送付(郵送)による。送付の場合にあつては、10.に記載の事務局に対し、提出書類の到達について電話等で確認すること。
- ② 提出書類の作成要領に従って、指定された様式等により必要部数を作成し提出すること。
- ③ 提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合は応募を無効とする。
- ④ 提出書類はいかなる場合でも返却しない。
- ⑤ 提出書類に不備等が発見された場合は、補正を求めることがある。
- ⑥ 提出期限後の差し替えは認めない(豊中市が補正等を求める場合を除く。)
- ⑦ 提出書類の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とする。

(3) 提出書類の作成要領

- ・下表のとおりとし、①参加申込書(様式1)以外は、すべて正本1部、副本6部とする。
- ・提出書類の規格は、A4版片とじ・横書き・片面とする。
- ・文字は11ポイント以上とし、フォントは任意とする。

項目	部数	内容
①参加申込書 (様式1)	1部	・正本1部。提案者の代表者印(豊中市へ業者登録を行っている場合はその印鑑。以下同じ。)を押印すること。
②業務経歴書 (様式2)	7部	・本市又は他自治体において業務を受託し、完了した実績を中心に記載すること。 ・これらの実施実績が確認できる報告書等を添付すること(複数ある場合は代表的なもの1部)
③業務実施体制調書 (様式3)	7部	・本業務の実施の取組み体制及び特徴を記入すること。 ・業務実施組織図は、提出時の組織図を記入すること。また、図中に本業務を受託した場合の担当窓口を記入すること。

<p>④統括責任者及び担当者の業務実績調書 (様式4)</p>	<p>7部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本市又は他自治体において業務を受託し、完了した実績を中心に記入すること。 ・記載した統括責任者等は、やむを得ない場合を除き、変更できないものとする。
<p>⑤企画提案書 (様式任意。表紙含めて15枚以内。)</p>	<p>7部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案は1者1案とする。 ・企画提案書には、表紙をつけるものとする。
<p>⑥見積書及び内訳明細書 (様式任意)</p>	<p>7部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書には、業務期間全体にかかる合計金額とともに、派遣人員1人当たりの時間単価について明示すること。 ・見積書には必ず人件費、間接経費など見積金額の積算根拠を明示した内訳明細を記載又は添付すること。 ・見積書の宛先に「豊中市教育長」を、件名に「豊中市放課後子どもクラブ看護師派遣業務」と明記すること。 ・正本1部のみ提案者の代表者印を押印し、残りの副本6部は複写とする。
<p>⑦入札参加停止措置等状況調書 (様式5)</p>	<p>7部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公募開始日から過去3年以内の処分歴等について、該当事項にチェックを入れ、必要に応じて添付書類を提出すること。

6. 審査方法

- ・審査は、書類審査及びプレゼンテーションにより行う。
- ・審査は、本市教育委員会事務局職員で構成する「豊中市放課後こどもクラブ看護師派遣業務受託候補者選定審査委員会」（以下「委員会」という。）の委員による合議で行う。
- ・審査は、「(2) 審査項目及び配点」に基づき、評価点数の合計による総合評価で最優秀提案者（受託候補者）及び次点提案者を決定する。ただし、得点が全体配点の60%未満の場合は、受託候補者としない。
- ・受託候補者と契約に至らなかった場合は次点の提案者を受託候補者とすることがある。
- ・委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。
- ・本案件に関して募集要領の公表の日から審査結果の公表の日までの間、委員会委員や、本案件に係る本市職員への接触（質問受付、企画提案書提出、審査の場を除く。）を禁ずる。

(1) 審査

【第一次審査(書類審査)】

- ①日程：5月21日（金）
- ②提出された提案書類について第一次審査を行い、応募者が5者以上の場合は、第一次審査での得点が高い順に4者を審査通過者とし、第二次審査を行う。応募者が4者以下の場合は、すべての応募者に対して第二次審査を行う。
- ③第一次審査通過者には、その旨と第二次審査の案内、その他の応募者には選定外となった旨の通知を、5月21日（金）中(予定)にメールで連絡する。

【第二次審査(プレゼンテーション)】

- ①日程：5月28日（金）を予定
※ 日時、場所等の詳細は、審査対象の提案者に電話又はメールにより連絡する。
- ②発表時間等：1提案者につき15分以内の発表後、質疑・応答20分程度とする。
- ③資料：提出書類により行う（追加資料は、認めない。）
- ④プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる統括責任者または担当者とする。
- ⑤その他：当日の出席者は1提案者あたり3名以内とし、全て提案者の雇用する従業員とする。

(2) 審査項目及び配点 ※募集開始日から過去3年以内の処分歴等について、企画提案内容の配点合計の最大10%の減点評価を行う。

審査項目	評価点	評価内容
①業務実績、担当者実績、業務実施体制	12点	業務実績及び提案内容の実施体制、担当者の経験、専門性等についての評価
②放課後の過ごし場所の現状と、医療的ニーズへの理解	4点	放課後の過ごし場所の現状と、医療的ニーズへの理解についての評価
③仕様内容の実現可能性	52点	仕様に適合する人員の確保、業務内容の履行実現可能性、マネジメント機能についての評価
④提案の有益性	12点	市に有益な提案内容が盛り込まれているか。
⑤見積額	20点	業務見積りについての評価
⑥処分歴	内容に応じ減点※	処分歴等についての評価

合計	100点	
----	------	--

(3) 審査結果の通知

審査結果は、二次審査に進んだ全ての提案者に対して、令和3年(2021年)5月24日(月)発出予定で通知する。なお、受託候補者に選定された場合でも、本市と仕様並びに価格等について協議の上、受託者として決定するため、受託候補者の通知をもって本業務の受託者を約するものではない。

(4) 審査結果の公表

審査結果は、「(3) 審査結果の通知」後、市のホームページ等において公表する。

【公表する内容】

①受託候補者名、評価点及び選定理由

②全提案者名

③全提案者の評価点

※ 審査対象が2者であった場合は、次点者の評価点は公表しない。

※ ②と③の関連は明らかにしない。

7. 契約

①受託候補者となった者には、令和3年(2021年)6月7日(月)の契約締結を目途に契約手続きを行う。

②契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、本市と詳細を協議する。この際、改めて本市から提案内容の説明を求めることがある。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。

③本業務の受託者は、契約保証金として、契約金額の100分の5に相当する額以上の額を納付しなければならない。ただし、豊中市財務規則(昭和46年豊中市規則13号)第120条に掲げる有価証券のほか、市が確実と認める金融機関の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合又は同規則第110条第3号に基づき契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金を免除する。

8. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・契約締結日までの間に「3. 参加する者に必要な資格」に掲げる参加資格を満たさなくなったとき
- ・予算額を超える提案を行ったとき
- ・提出書類に虚偽の内容を記載したとき
- ・第二次審査(プレゼンテーション)を欠席したとき
- ・一団体に複数の提案をしたとき
- ・他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行う、または事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示するなど、提案に関し

て談合等の不正行為があったとき

- ・ 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・ 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・ 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めるなど、審査の公平性を害する行為があったとき
- ・ 前各号に定めるもののほか、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うなど企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、委員会が失格であると認めたとき

9. 留意事項

- ①委員会の構成員等の内容についての質問は一切受け付けない。
- ②提出された書類は返却しない。
- ③提出書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しない。また、企画提案書類等は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）に定めるところにより、不開示情報を除き、公開される場合がある。
- ④審査終了後に本募集要領及び別に示す仕様書の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。また、審査結果に対しても異議を申し立てることはできない。
- ⑤本案件の提案者に対する参加報酬はない。
- ⑥応募書類提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、文書で豊中市教育長あてに通知（様式任意）すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはしない。

10. 事務局（質問・応募・問合せ先）

豊中市教育委員会事務局学び育ち支援課 担当：小林、河崎

住 所：〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1（豊中市役所第一庁舎 6階）

電 話：06-6858-2589（直通） FAX：06-6846-9649

E-mail：hokago@city.toyonaka.osaka.jp

市ホームページURL：<http://www.city.toyonaka.osaka.jp>